

## 飯豊町告示第44号

飯豊町いい出会い応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

飯豊町長 後藤 幸平

### 令和6年度飯豊町いい出会い応援事業補助金交付要綱

#### (通則)

第1条 飯豊町いい出会い応援事業補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (目的)

第2条 この事業は、結婚を希望する独身男女が、結婚相談所又はやまがたハッピーサポートセンター(以下「結婚相談所等」という。)に入会する場合の初期費用の一部について補助金を交付することにより、結婚を希望する独身男女が伴侶に出会うことを支援するものである。

#### (用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) 初期費用 結婚相談所等の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。

#### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 飯豊町に住所を有する者であること。
- (2) 結婚を希望する独身の成人であること。
- (3) 令和6年4月1日以降に結婚相談所等に入会した者であって、申請時点において退会していない者であること。
- (4) 町税等を滞納していない者であること。

#### (補助金の金額等)

第5条 補助金の金額は、結婚相談所等の初期費用に2分の1を乗じて得た額又は5千円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、補助対象者1人につき1回とする。

#### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯豊町いい出会い応援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所等に入会又は登録したことを証明するものの写し
- (2) 結婚相談所等に入会又は登録時の初期費用について、結婚相談所等が発行した領収書又は支払いを証明するものの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条による申請があったときは、規則第14条に規定する実績報告とみなし、審査その他必要な調査を行い、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯豊町いい出会い応援事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、飯豊町いい出会い応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。